

環境行政について新浜し尿中継施設 建設計画についてお伺いします。

福山市は、現在、箕沖町に、広域的な、し尿処理の統合施設として、汚泥再生処理施設を建設しています。

そして、これまで3か所で運営されていた、新浜、深品、新市し尿処理場を統合し、それらの施設は、し尿の「貯蔵・中継施設」として、整備しようとしています。

この計画のうち、(仮称)新浜中継施設については、施設に最も近接している、曙町2丁目第一、第二町内会と、曙町2丁目砂場東町内会など、地元3町の大半の住民をはじめ、曙学区のほとんどの町内会長が、建設に不同意を表明しています。

とりわけ、地元3町内会の住民らは、1969年に、新浜処理場が建設されて以来、46年間に渡り、悪臭や、騒音、振動、といった、様々な苦痛に耐えてきました。

そもそもこの3町内会では、し尿処理場を受け入れる条件として、牧本市長から「公共幹線下水道の完了時までには、し尿処理施設を含めて廃止」とする公印入りの回答書をお返ししています。

そのため、地元町内会では、「やっと平穏な暮らしができる」と、安堵していたのです。

そこで、当計画の、合意形成のあり方についてお伺いします。

市当局は、2012年12月14日の文教経済委員会で、計画を進める根拠として、「2012年3月27日の、曙町内会・学区連合町内会の会議で、賛否をとった会議録を見た」ということと、「役員から口頭で、賛成10、反対2であり、市として事業を進めてもらってよい」との連絡を受けたという、二つの事象をあげています。

この町内会連合会の会議録とは、曙公民館に保管されている、B4の福山市書式のメモのことです。

ところが、この「会議録」と称するメモには、曙町1丁目東、2丁目第1と第2、砂場東と、4丁目の町内会長の意見が記されているのみで、他の会長の意見はありません。また、参加者全員の「賛否をとった」との、明示もありません。

わが党の調査では、出席した会長らは、「会議で決をとった覚えはない」「出席者全員に意見を求めたことはない」と証言しています。

福山市は、会議録をみて、それをどのように解釈したのか、説明してください。

次に、連合町内会長からの、電話連絡について質問します。

当計画については、10人の町内会長が、建設反対の請願署名を提出しています。

ところが連合町内会長は、福山市に対して「10人の町内会長が賛成、反対は2」と説明しており、賛否が全く逆転しています。

行政として、事実を明らかにするべきであり、調査することが必要ではないでしょうか。お答えください。

そもそも、当計画の実施責任者は、福山市です。市が前面に立って、地元の合意形成や説明会など、責任を持って行うべきではありませんか。

とりわけ、このようなし尿関連施設は、慎重な対応を行うべきであり、電話連絡で事足りるものでもありません。

町内会に合意形成を一任するあり方は、きわめて問題です。

現在は、施設から、約 100m以内に民家があるなど、宅地化が進み、周辺環境が激変しています。

近隣住民への理解を得ることと、地元住民との合意形成は、最も重要な課題であります。が、それらの取り組みが、極めて不十分です。

住民合意形成について、環境部局は、どのように総括しているのか、お答えください。

砂場東町内会の住民は、「し尿のため場はこれ以上我慢できない」「いくら対策をしても、悪臭は100%なくなる」「地元合意を得るための動きも行わず、連合町内会長との電話のやり取りだけで決められ、地元が無視された」と憤っています。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課は、「中継施設は、し尿を貯蔵するため、住民の理解と合意が不可欠」「周辺に住宅が増えるなど社会情勢の変化した場合」は計画の変更もある、との見解です。

地元住民は、し尿処理の広域化に反対している訳ではありません。住宅地に貯蔵施設を、建設してほしくないのです。

新浜中継施設を、住民へ影響のない地域へ移転するよう、計画の変更を求めます。

以上についてお答えください。

教育行政についてお伺いします。

初めに、教員の多忙化解消の取り組みについてです。

いま、子ども達は、グローバル社会のなかで、国際競争を勝ち抜くためのエリート選別に勝ち残る、激しい競争教育を強いられています。

新自由主義的な構造改革が進められた結果、格差が広がり、「子どもの貧困」は、いまや、社会問題です。

経済的理由で学校を辞めざるを得ない子どもや、教育費を負担できないことによる、教育格差も問題となっています。

これらすべてを、学校が解決できるわけではありませんが、教職員が専門性を発揮することによって、問題を克服し、子どもの教育に関する権利を実現することは可能です。そのためには、教職員が元気で子どもに向き合う環境をつくることが、重要です。

ところが、現実には、厳しい実態が続いています。

わが党の調査では、2013年2月現在の、小・中学校の休職者数は、小学校で13人、中学校では11人です。

そのうち、精神疾患によるものが、小学校では92%、中学校では63%です。

病休者が多い状態を改善しなければなりません、その取り組みについて、どのような対策を行っているのか、お答えください。

教職員の任用形態については、市内の全小学校1205人中、臨時的任用は10.3%で123人、中学校では、642人中8%で52人、高校では41人中12%で5人です。

臨時教員が多い場合、教育の継続性が確保されません。

定数内臨時教員をなくし、全教員を正規採用とすることが必要ですが、どのように対応しているのか、お示してください。

昨年9月議会の一般質問で、教職員の書類作成について、「もっと整理ができるものは整理をし、やめるものは、やめていく改善が必要」と答弁されました。今後、どのような改善を行うのか、お答えください。

また、教職員の過重勤務の把握は、「施錠時刻で全て説明できるとは思っていない」と答えております。

いま、教職員の勤務状況は、学校の「施錠・開錠時刻」でしか、把握できませんが、現実には、持ち帰り仕事や、土曜・日曜日の部活動など、多くの業務をこなしています。実態を綿密に把握し、荷重勤務の原因を改善することが必要です。

文部科学省は、2007年に大規模な教員勤務実態調査を行いました。その後は、行っていません。

市として独自に、教員勤務実態調査を行い、業務改善に取り組んではいかがでしょうか。お考えをお示してください。

次に35人学級の実現について、質問します。

9月議会では、35人学級を実際に導入する場合、どの程度の教室が必要か、先生を採用するとしたら、経費はどのくらい必要か、どの学年から導入するのか検討したと、答弁されています。

検討結果の具体について、それぞれ、お示してください。

次にいじめ解消の取り組みについて、お伺いします。

政府の教育再生実行会議が、2月26日、いじめ対策として、安倍首相に提言を提出しました。

その中身は、いじめの解決策として、「道徳の教科化」を第一に位置付けています。

しかし、この方向は、教育現場では、通用しないことは、明らかです。

たとえば、大津市立中学校のいじめ自殺事件の例です。

同校は、市内唯一の文科省指定の「道徳教育実践研究事業推進指定校」でした。いじめのない学校づくりの取り組みが、2009、10年度の2年間に行われ、事件のあった学年もその授業を受けていた、とのこと。

大津市第三者委員会の報告書によると、「道徳教育や命の教育の限界」を指摘し、「現場で教員が一丸となった様々な創造的な実践こそが必要」としています。

しかし、今回の政府の提言は、大津市の現実感覚とは、大きくかい離しています。

提言の「道徳の教科化」は、道徳内容を、国が学習指導要領で細かく規定し、それがどこまで達成できたかによって、成績を付けるもので、これまでも強い批判がありました。

さらに、提言に盛り込まれた「効果的な指導方法の明確化」や、すべての教員が取得できる指導方法の「開発」や「普及」などは、そうした道徳教育を上から画一的に進めるものです。

そもそも、国が道徳内容を決めて、国民に徹底することは、民主主義社会では許されない統制です。

さらに、道徳に「評価」を持ち込めば、表面的ポーズを取り繕うなど、形骸化されることが危惧されます。

いじめを解決するために、「道徳の教科化」は、あまりにも安易ですが、ご所見をお示し下さい。

いじめは、子どもの苛立ちの発散という面がある、とされています。

大津市では、「社会が競争原理と効率を求める方向に進んでいる」と規定し、「いじめは、社会の在り方と根深いところにつながっている」として、「学校間格差、受験」など、ストレスの強まりに目を向けるよう、促しています。

いじめを防ぐためには、学校を、子どもの尊厳が守られ、子どもの声が丁寧に聞き取られ、参加が保障される場所にすることです。

さらに、「毅然とした指導」や「懲戒」など、厳罰化ではなく、いじめている子の、悩みやストレスなど、その背景に目を向けなければ、解決できません。

そのためには、35人学級の実現が不可欠です。

政府に対し、改めて、35人学級を実現することを要求するとともに、市独自で実施することを求めます。

以上についてお答えください。